

# Tax Alert: 不適切な会計記録の判断基準及びミニマム税支払 手続

2017年8月9日



**Grant Thornton Cambodia** は国際的な会計事務所であるグラント・ソントンのカンボジアにおけるメンバーファームです。今回のニュースレターでは、税務に関する最新情報をご案内申し上げます。

2017年7月4日、カンボジア経済財政省 (the Ministry of Economic and Finance) は、不適切な会計記録の判断基準及びミニマム税の支払手続に関する「省令 No.638MEF.Prk」を発表しました。この省令はすべての企業に対して適切な会計記録を保持することを求めるものであります。省令の主な内容は以下のとおり。

- 会計記録 (Accounting records) の定義を記載。
- 不適切な会計記録の判断基準として以下を設定。
  - a) 省令 4 条に従って適切に会計記録が保持されていない
  - b) 事業活動において、租税法 77、78、79 及び 98 条に従ってインボイスを発行していない
  - c) 租税法 126 条に記載されている重過失 (serious negligence) がある
  - d) 年間平均総資産価額が 20 億リエルを超えるにもかかわらず、独立監査人の監査報告書を作成していない
- 納税者の会計記録の評価は 2 年ごとに実施され、評価結果は納税者に事前に知らされる。
- 適切に会計記録を保持していると評価された納税者は 1 % のミニマム税が免除される。

以上

## Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成されており、不正確・不完全な情報、及び Grant Thornton (Cambodia) Limitedの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損害額について、Grant Thornton (Cambodia) Limited は責任を負いません。ニュースレターの情報を利用する必要がある場合、または、Grant Thornton (Cambodia) Limited からご支援が必要な場合は、弊社の専門家へご連絡いただけますよう、よろしくお願い致します。

### Grant Thornton (Cambodia) Limited (プノンペン)

20<sup>th</sup> Floor, Canadia Tower, 315 Preah Ang Duong Street, Sangkat, Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T: +855 23 966 520

E: [info@kh.gt.com](mailto:info@kh.gt.com)

W: <http://www.grantthornton.com.kh>



Ronald C. Almera

CEO & Partner

Tel: +855 23 966 521

Email: [Ronald.Almera@kh.gt.com](mailto:Ronald.Almera@kh.gt.com)



島本 了太 (Ryota Shimamoto)

公認会計士 (日本、米国)

Japan Desk – Director

Tel: +60 17 351 1446

Email: [ryota.shimamoto@jp.gt.com](mailto:ryota.shimamoto@jp.gt.com)



Please consider the environment before printing this email

